

# 令和 2 年 第 1 回 神 崎 町 議 会 定 例 会

## 議 事 日 程 (第 1 号)

令和 2 年 3 月 4 日 (水曜日) 午前10時03分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 1 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 2 号 町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 3 号 神崎町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 4 号 神崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 5 号 神崎町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 6 号 指定管理者の指定について
- 日程第 9 議案第 7 号 指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第 8 号 令和元年度神崎町一般会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第11 議案第 9 号 令和元年度神崎町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第12 議案第10号 令和元年度神崎町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第13 議案第11号 令和元年度神崎町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第14 議案第12号 令和元年度神崎町水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第15 議案第13号 令和 2 年度神崎町一般会計予算
- 日程第16 議案第14号 令和 2 年度神崎町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第17 議案第15号 令和 2 年度神崎町介護保険事業特別会計予算
- 日程第18 議案第16号 令和 2 年度神崎町後期高齢者医療特別会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（10名）

1番	椿	等	君	2番	大原	秀雄	君
3番	高柳	智	君	4番	荒井	葉一	君
5番	鈴木	節子	君	6番	木内	直樹	君
7番	石橋	伸一	君	8番	高橋	正剛	君
9番	石井	正夫	君	10番	寶田	久元	君

---

欠席議員（0名）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	椿	等	君																
教	育	長	椿	勇	君	総	務	課	長	伊藤	道雄	君								
町	民	課	長	久保木	豊吉	君	ま	ち	づ	く	り	課	長	金田	智	君				
ま	ち	づ	く	り	課	担	当	課	長	鈴木	信成	君	教	育	課	長	平野	悟	君	
保	健	福	祉	課	長	廣瀬	裕	君	会	計	管	理	者	(出	納	室	長)	明石	かほ	君

---

職務により出席した者

事務局 長 高橋 誠一 君 書 記 秋山 崇 君

## ◎開会の宣告

○議長（石橋 伸一君） おはようございます。令和2年第1回神崎町議会定例会にご出席いただき、ご苦労さまです。新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために、議場でのマスク使用のご協力をお願いいたします。ただし、発言者はマスクを外しての発言をお願いいたします。また、換気のため、傍聴者出入り口と議長席の扉、また、左右の両扉を開放しますので、ご協力のほうをよろしくをお願いいたします。

それでは、2月27日に行われた議会運営委員会において、本定例会の運営について協議した結果、会期は本日から13日までの10日間とし、5日から11日までは休会とし、この間に各常任委員会で予算審査を行うこととなりました。議案審議では、議案第13号から議案第17号は、令和2年度予算ですので、一括議題といたします。議事運営につきまして格別のご協力をお願いします。

（午前10時02分）

---

## ◎開議の宣告

○議長（石橋 伸一君） ただ今の出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、これより令和2年第1回神崎町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

## ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（石橋 伸一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において、8番 高橋 正剛議員、9番 石井正夫議員を指名します。

---

## ◎日程第2 会期の決定について

○議長（石橋 伸一君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から3月13日までの10日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

---

### ◎行政報告・議会報告

○議長（石橋 伸一君） ここで、町長より行政報告、香取広域市町村圏事務組合議会議員及び千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員から、議会の報告の申し出がありますので、順次報告を受けることといたします。

最初に、行政報告の申し出を許します。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） おはようございます。本日は、3月定例議会を招集いたしましたところ、議員の皆様全員のご出席をいただき、ありがとうございます。ただ今、議長のお許しをいただきましたので、行政報告をさせていただきます。

昨年の台風による長期停電対策として、12月議会で補正いただきました役場庁舎、神崎ふれあいプラザの非常用電源設備設置工事のための設計業務委託につきましては、12月23日に入札を執行しまして、現在、工事のための設計を進めているところでございます。

道路関係では、主要施策であります3路線の事業促進を図りました。町道成田神崎線道路改良事業では、用地のご協力をいただき、現在、8割の用地取得が終了いたしました。引き続き用地買収を進めるとともに、令和2年度からは一部工事の着手及び埋蔵文化財調査の手続きを進めて参ります。

町道毛成堀籠線道路改良事業では、老朽化しております毛成橋の架け替えのための道路詳細設計を実施し、道路の必要用地幅の確定を行います。令和2年度では、一級河川大須賀川に架かる毛成橋の橋梁詳細設計と用地買収を計画しております。

町道神宿松崎線道路改良事業では、道の駅への連絡強化及び国道バイパスの渋滞対策、災害時避難ルートとなる圏央道横断箇所成田側区間の道路詳細設計を行い、成田市との河川協議が整いましたので、令和2年度は、準用河川浄向川に架ける橋梁詳細設計と用地買収を進めて参ります。

住宅関係では、空き家になった町営住宅2棟6戸の解体工事を現在、実施中であり、

年度内には完了の予定であります。

昨年4月に、まちづくり課内に設置しました発酵の里推進室では、道の駅においてぶくぶく講座を今年度12回、延べ460人と多くの参加者を得て開催いたしました。発酵文化のすばらしさを、実際の体験を通して町内外に発信することを目的に行っているものであり、確実にリピーターが増えております。今後も道の駅と一体となって発酵文化の普及及び啓発に努め、神崎町の魅力をアピールして参ります。

以上、行政報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（石橋 伸一君） 続いて、香取広域市町村圏事務組合議会報告を許します。

9番 石井議員。

○9番（石井 正夫君） ただ今、議長のお許しをいただきましたので、香取広域議会報告をいたします。

令和2年3月香取広域市町村圏事務組合議会定例会の報告書。

去る2月20日に、令和2年3月香取広域市町村圏事務組合議会定例会が、香取市山田支所議場において開催されました。

定例会では、令和2年度一般会計予算や令和元年度補正予算など、7議案が審議後、いずれも原案どおり可決されました。

以下、概要を説明いたします。

議案第1号 令和2年度香取広域市町村圏事務組合一般会計予算は、歳入歳出予算の総額は、44億8,629万5,000円で、前年度と比べ6,183万2,000円、率にして約1.4%の減となっております。減額となった主な要因は、第二伊地山最終処分場建設事業及びおみがわ聖苑建設事業に係る令和16年度債が令和元年度に完済することなどにより、元金が減少したことによるものであります。

一方、衛生費は、伊地山最終処分場費において被覆施設移設工事が計上されたほか、施設建設費が計上されたことにより増額となっております。

議案第2号 令和元年度香取広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）の案件は、歳入歳出予算及び地方債の補正をするものであります。歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ572万8,000円を追加し、補正後の総額を47億1,422万2,000円とするものであります。

内容といたしまして、清掃費において、人事異動に伴う給料等を追加し、災害対策に係る時間外勤務手当が追加されました。また、伊地山不燃物処理施設において、廃水銀の処理量の増加に伴う業務委託料が追加されました。

議案第3号 香取広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関

する条例の制定について、及び議案第4号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての案件は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、令和2年4月1日から、会計年度任用職員制度を導入するに当たり必要な事項を条例で定め、関係条例について所要の改正を行うものであります。

議案第5号 香取広域市町村圏事務組合負担金の条例の一部を改正する条例の制定についての案件は、新たなごみ処理施設の整備を進めるため、衛生費の項に施設建設に関する経費の項目を追加するものであります。

議案第6号 香取広域市町村圏事務組合消防団条例の一部を改正する条例の制定については、香取市消防団において、消防団員の定員数を改定するとともに、地方公務員法の一部改正に伴い、成年被後見人等に係る欠格条項を削除するものであります。

議案第7号 監査委員の選任につき同意を求めることについては、東庄町議会議員の改選に伴い、議員選出の監査委員に、東庄町議会議長、山崎ひろみ氏を選任するにあたり、香取広域市町村圏事務組合規約第10条第2項の規定により、議会の同意が求められました。

以上、令和2年3月香取市町村圏事務組合議会定例会の報告といたします。

○議長（石橋 伸一君） 続いて、千葉県後期高齢者医療広域連合議会報告を許します。  
6番 木内議員。

○6番（木内 直樹君） おはようございます。報告します。千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告です。

去る2月17日に、令和2年第1回広域連合議会定例会が、オークラ千葉ホテルにおいて開催されました。

定例会では、条例の一部改正が3議案、第三次広域計画の改定、令和元年度一般会計及び特別会計補正予算、令和2年度一般会計及び特別会計当初予算の8議案が審議され、全て原案のとおり可決されました。

以下、議案について概要を説明します。

議案第1号 広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、個人情報の不正な提供等に対する罰則規定を設けるなど、個人情報保護の厳格な体制構築のため、本条例の一部を改正するものです。

議案第2号 広域連合職員の給与に関する条例及び広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、千葉県人事委員会勧告に準じ、職員及び会計年度任用職員の給与改定に伴う所要の改正を行うため、

本条例の一部を改正するものです。

議案第3号 広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、令和2年度、3年度の保険料率、軽減措置、賦課限度額に関する規定等を改正するため、本条例の一部を改正するものです。

議案第4号 広域連合第三次広域計画の改定については、健康保険法等の一部を改正する法律により、高齢者の医療の確保に関する法律が一部改正されたことに伴い、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進するため、広域計画の必要な改定を行うものです。

議案第5号 令和元年度広域連合一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ126万3,000円を追加し、歳入歳出の予算をそれぞれ25億9,045万円とするものです。

主な内容は、歳入で、財政調整基金繰入増額に伴う市町村負担金の減額、歳出で、職員人件費の増額及び老人福祉費の減額です。

議案第6号 令和元年度広域連合特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ53億2,101万3,000円を追加し、歳入歳出の予算をそれぞれ6,525億7,397万7,000円とするものです。

主な内容は、歳入で、国庫支出金の療養給付費負担金と特別調整交付金の増額、及び健康診査事業費補助金の減額、県支出金の療養給付費負担金の減額、返納金の増額です。歳出で、療養給付費及び基金積立金の増額、療養費及び高額療養費などの減額です。

議案第7号 令和2年度広域連合一般会計予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億8,717万円とするものです。

市町村負担金を主な歳入とし、広域連合の運営に必要な基本的経費である一般事務費、職員人件費、及び議会費などを主な歳出として計上しています。昨年比で2億501万7,000円の増額となっています。

議案第8号 令和2年度広域連合特別会計予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,521億2,889万6,000円とするものです。

国庫支出金や支払基金交付金などを主な歳入として、保険給付費や保健事業費を主な歳出として計上しています。保険者の増加による医療給付費の増により、前年比で129億7,880万6,000円の増額となっております。

以上、令和2年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告といたします。



---

### ◎日程第3 議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石橋 伸一君） 日程第3 議案第1号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（石橋 伸一君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第1号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

職員に対する子育て支援及び働き方改革の一環として、国や県では、育児や介護を行う職員の早出・遅出勤務制度が導入されています。この制度は、保育所への送迎をする場合や、要介護者のデイサービス利用などに応じて、1日の総勤務時間数を変えことなく、始業時間を弾力的に設定するもので、職員が育児や介護をしながら働くことのできる環境を整えるための制度です。

国、県及び近隣の各市町村においても、この制度は既に導入済みとなっており、条例を整備するよう、県からの指導も受けていることから、本条例の一部を改正するものです。

また、育児や介護を行う職員が、月24時間、年150時間を超えて超過勤務をしないことを請求できる規定につきましても、今回の改正に含まれております。

いずれの場合におきましても、公務の運営に支障がないように配慮して制度を運用することとしております。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石橋 伸一君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、日程第3 議案第1号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（石橋 伸一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第4 議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石橋 伸一君） 日程第4 議案第2号 町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長（石橋 伸一君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第2号 町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、特別職の給与を減額する措置を、特例条例により令和2年3月31日までを期限として実施しているところですが、その期限を令和3年3月31日まで、更に1年間延長するため、特例条例の一部を改正するものであります。

なお、今回の減額措置の延長による影響額は、年間820万円の削減効果となります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石橋 伸一君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） これの効果で820万円と言いましたが、総務課長、まず町長の給料は75万円はわかっています。それから、53万円とって前回のあれですが、実際はこれ、52万5,000円だそうだったんですが、町長の給料はわかる。それで、副町長は今いませんが、副町長は幾らになって、幾らになったのか。教育長は幾らになって、幾らになったのか、これを聞きます。

それと、これは答えたくなければなくてもいいけども、こんなに低いと、職員のトップより少ないんじゃないかと思いますが、これはしゃべれなければ答弁なくてもいいけども、もしできたらその辺、聞きます。

○議長（石橋 伸一君） 伊藤総務課長。

○総務課長（伊藤 道雄君） 寶田議員のご質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたが、町長につきましては30%の削減ということですが、副町長と教育長につきましては17%の削減でございます。

副町長の条例による給与は57万円です。削減によりまして、47万3,100円ということで、月額9万6,900円削減になります。教育長につきましては、条例で54万円の給料でございまして、削減されますと44万8,200円ということで、削減額は月額9万1,800円になります。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 今度は町長に聞きます。前回の議会でも、余りにも近隣の市、市はともかくとして、町から見ても、みんな70万円台。町長、余りにも責任もあって常勤だし、低いのではないか。確かに選挙公約というのわかります。それでも、全協でもそういうような質問がありましたが、これは私の任期中はこれで行きますと。でもこれは1年間だから。町長、あと3年半くらいの任期がありますが、これはそれでいいとして、石橋町長がこれ、16年前に特例をしたわけ。特例で、これをもう15年も毎年毎年、これを特例条例変更と。これを条例化できないのか。

町長はもう52万円でもいいと言って、私の任期中はそれでもいいと全協でも言いましたら、私はもうこれを条例化しちゃったほうがいいのではないかと思います。その町長の意見をちょっと聞きますが、もう16年もこれをやっているわけ。だから議員の場合にも、石橋町長がなってからですが、15%削減している。これは条例化されちゃっているから、もう元に戻らない。石橋町長の場合には、時限立法で元に戻るような特例なんです。これを私は条例変更、条例化しちゃって、神崎町長は52万5,000円という考えはどうですか。

○議長（石橋 伸一君） 椿町長。

○神崎町長（椿 等君） ご質問にお答えいたします。

今、寶田議員が言われましたように、私は選挙公約として町民の皆様とお約束をして、30%減額をいたしますということで続けているわけでございます。そしてまた、なぜこれを条例化しないのかというお話でございましたが、やはりそれは毎年意思表示としての私の表現として続けていきたいと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、日程第4 議案第2号 町長、

副町長及び教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長（石橋 伸一君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第5 議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石橋 伸一君） 日程第5 議案第3号 神崎町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長（石橋 伸一君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第3号 神崎町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことに伴い、神崎町印鑑条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、登録資格の見直しにより、成年被後見人であるために印鑑登録資格がなかった者から、印鑑の登録・廃止の申請等を受けた場合において、法定代理人が同行しており、かつ、本人による申請等があるときは、意思能力を有するものとして受け付けて差し支えないというものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石橋 伸一君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、日程第5 議案第3号 神崎町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（石橋 伸一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第6 議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石橋 伸一君） 日程第6 議案第4号 神崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（石橋 伸一君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第4号 神崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、介護保険法及び関係省令の改正により、平成30年4月から共生型サービスという類型が創設されたことに伴い、共生型サービス事業者の特例的基準を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

共生型サービスの特例的基準とは、障害のある方が65歳以上になっても、使いなれた事業所においてサービスが受けられるよう、障害福祉制度において指定を受けた事業所であれば、介護保険制度の基準を満たしていなくても介護保険制度において指定を受けることができるとするものであります。

また、医療法の許可を受けて病床を有する診療所を開設している者が、看護小規模多機能型居宅事業者の指定を受けることができる旨の省令改正に伴う所要の改正をあわせて行います。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石橋 伸一君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） この改正により対象となり得る方の人数というのはどのぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） ただ今のご質問にお答えいたします。

本条例の改正の目的としましては、施設の基準を満たしていれば、その施設の利用

が障害者の方であっても介護施設の利用ができるということでございます。対象人数等については、その都度、サービス申し込みの内容から確認するということになりま  
すので、現段階では対象者数のほうは把握してございません。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、  
ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、日程第6 議案第4号 神崎  
町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例  
の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（石橋 伸一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第7 議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石橋 伸一君） 日程第7 議案第5号 神崎町指定介護予防支援等の事業の  
人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法  
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（石橋 伸一君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第5号 神崎町指定介護予防支援等の事業の人員及び運  
営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基  
準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、平成30年に指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防  
支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正された  
ことに伴い、指定介護予防事業者による事業の運営における連携範囲の拡大、利用者  
に対するサービス内容の説明、主治医等に対する情報提供等の規定を整備するため、  
条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石橋 伸一君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、日程第7 議案第5号 神崎町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（石橋 伸一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第8 議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石橋 伸一君） 日程第8 議案第6号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（石橋 伸一君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 本議案は、本年3月をもって指定期間の満了を迎えるわくわく西の城施設について、わくわく西の城の設置及び管理に関する条例第5条、及び地方自治法244条の2第6項の規定に基づき、当該施設の次期指定管理者として指定する候補者についてご審議いただくものでございます。

団体名は、社会福祉法人神崎町社会福祉協議会、会長、池上真人、所在地は神崎町神崎本宿96番地が適性な候補者であるとして選定されました。

なお、指定管理期間は、令和2年4月から3年間を予定しております。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石橋 伸一君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） この指定管理者をこれまでのNPO法人ワーカーズコープか

らなぜ神崎町社会福祉協議会に変えたのか、その理由は何なんでしょうか。

もう一つは、指定管理料もNPO法人の時と比べると2倍ほどに増えています。その予定のようですが、これには新しい事業が増えるのでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） お答えいたします。

まず、指定管理者が変わったという点でございますけれども、公募いたしまして、応募があったのがワーカーズコープさんと、それから社会福祉協議会、この2団体、応募がありました。

その段階でプレゼンテーション、指定選考を行いまして、その選考を行った結果、ワーカーズコープではなくて今度は社会福祉協議会が選定されたということでございます。

それから、指定管理料、これが上がったということで、今までの520万円、今回が900万円まで引き上げたということでございますけれども、この理由につきましては、ワーカーズコープさんが今まで運営されてきたわけですが、その中で、やはりずっと赤字経営であったということでございます。それで再度、指定管理料につきまして検討した結果、やはり人件費、それから光熱水費、こちらを合わせて900万円が妥当であるということで、こちらで900万円ということで決定いたしました。

それから、新しい事業ということでございますけれども、これは今までワーカーズさんがやっていた事業、これを引き継ぐとともに、社会福祉協議会で今までわくわく西の城で展開してきた事業、それも引き続き行っていただくということでございます。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、日程第8 議案第6号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（石橋 伸一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第9 議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石橋 伸一君） 日程第9 議案第7号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（石橋 伸一君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第7号 指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、神崎町地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例第6条、及び地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、当該施設の指定管理者として指定する候補者についてご審議いただくものでございます。

本施設の指定管理者の選定につきましては、本施設を単なる直売所・商業施設としてだけではなく、町全体の活性化の拠点として公共サービスの水準を確保するため、また、防災施設として活用していくため、町の資本を投入した第三セクターである次の団体から指定申請書を徴し、2月4日に開催した神崎町公の施設指定管理選考委員会において、議案のとおり、団体名、株式会社発酵の里、代表取締役、椿 等、所在地、神崎町松崎855番地が候補者として選定されました。

なお、指定管理期間は、令和2年4月から令和7年3月までの5年間といたします。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石橋 伸一君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） わくわく西の城については、公募したら応募が来て、プレゼンテーションでやりまして適正に選定されましたということですが、道の駅に関しては、公募に関して応募があったわけですか。

それと、わくわく西の城は3年、これは5年ですよ。この違い。

○議長（石橋 伸一君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） お答えいたします。

まず、道の駅のほうですね。こちらは、神崎町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例というちょっと長い名前の条例があるんですけども、そこの第2条に、「公募を行わないことについて合理的な理由があるときは、この限りではない」とい

う条項があります。

それで、最初にまず公募は行わなかったということでございます。その理由としまして、株式会社発酵の里は、創業当初に町の資本を投入したということでございます。第三セクターですね。というところが、同社以外の法人というのはなかなか経営に馴染まないのかなというところがありまして、それで公募はしないということで、今回も発酵の里に決めさせていただきました。

それから、指定管理の期間ですけれども、道の駅につきましては5年ということですね。こちらは前回と同じ条件でございます。当初5年でやるという、特に決まりはないんですけれども前回も5年、今回も5年ということで決めさせていただきました。

わくわく西の城のほうなんですけれども、何で3年かというご質問ですけれども、それまでは指定管理は5年の期間を設けて、ずっとわくわく西の城、運営していただいていたけれども、ずっと赤字を出し続けて経営が苦しかったということで、5年ではなくて、とりあえず3年様子を見るというような形で、ちょっと期間を短縮したということでございます。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） わくわく西の城は赤字だから指定料を上げたというわけですが、これ、道の駅は利益が出ていますので、公募したらいっぱい来ちゃうなというように私は聞きましたが、公募はしなかったということで、公募しなかったら第三セクターに任せてあるんだから、この年数ももっと伸ばしたりとか、年数も切らなくてもいいのではないかと思います。どっちみち公募は、何年たっても第三セクターの発酵の里にするならという考えですが、どうですか。

○議長（石橋 伸一君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） お答えいたします。

とりあえず、やはり5年ということで考えております。また様子を見ながらということで、今回はこの答弁でお願いしたいと思います。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 次も公募はしないということでしょう。発酵の里に指定管理をするというわけでしょう。これは確認だけ。

○議長（石橋 伸一君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） お答えいたします。

次、5年後のお話ということですので、その時の状況を見てということで考えたい

と思います。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、日程第9 議案第7号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（石橋 伸一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第10 議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石橋 伸一君） 日程第10 議案第8号 令和元年度神崎町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（石橋 伸一君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第8号 令和元年度神崎町一般会計補正予算（第4号）の提案理由を申し上げます。

本予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億円とするものです。

その補正予算の概要を申し上げます。

歳入の主なものとして、1款、町税が合計で2,085万円の増、11款、地方交付税4,188万6,000円の増、15款、国庫支出金2,602万2,000円の減などがございます。いずれも現時点での実績を踏まえ、増減を見込みました。また、20款、繰越金では、前年度の実質収支額として2,945万8,000円を増額いたします。

歳出の主なものは、2款、総務費では、財政調整基金積立金6,873万4,000円のほか、公共施設整備基金に1億151万9,000円の積立金を計上いたしました。3款、民生費では、障害福祉サービス等給付費に113万円、介護保険事業特別会計繰出金に257万

1,000円、4款、衛生費では、香取広域市町村圏事務組合負担金に204万6,000円、6款、農林水産業費では、農業委員及び推進員報酬に163万5,000円、8款、土木費では、町道新設改良事業の公共事業分として326万3,000円、9款、消防費では、常備消防委託料に421万3,000円をそれぞれ増額しております。

その他の補正につきましては、歳入歳出ともに事業の確定に伴う減額が主な内容となっております。

また、町道毛成堀籠線道路改良事業など4事業につきまして、年度内の完了が見込めないことにより、繰越明許費を設定いたしました。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石橋 伸一君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

8番 高橋議員。

○8番（高橋 正剛君） 16ページ、地域振興費で、プレミアム付商品券、前回と違って今回のプレミアム付商品券、条件が付いたものでありましたが、今回155万5,000円のマイナス補正ということです。これは結果が出たのでこの補正になったと思います。結果の数字を教えてください。

○議長（石橋 伸一君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） お答えいたします。

当初見込んだのが651名ということでございました。ただし応募が非常に少なく、およそ多分400名ぐらいだろうということで、251人分、今回、減額したものでございます。5,000円を掛けますと125万5,000円ということになります。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） ほかに質疑はございませんか。

3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 補正予算は中身はわかるんですが、昨今のコロナウイルスの関係で、国等では予備費の支出等はございますが、現段階で補正には上がっていないと思うんですが、やはり今後そういう対策費が必要な場合は、予備費の支出等が考えられるのでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 伊藤総務課長。

○総務課長（伊藤 道雄君） ただ今の高柳議員のご質問、済みません、もう一度、内容がちょっと聞き取れなくて申しわけなかったです、もう一度よろしく申し上げます。済みません。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） コロナウイルス等で衛生費等、マスクの確保等が、国のほうでは予備費の支出等で対応しているような昨今なんですけど、町のほうといたしましては何かそういう、ここには衛生費等で上がってはいないんですが、支出等を見込まなくていいのかという質問なんですけど、保健福祉課長にお願いしたいと思います。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） ただ今のご質問にお答えいたします。

コロナウイルスの対策費につきましては、補正予算を組む段階でこれだけ大がかりな感染症の問題になるということが想定されてございました。補正予算計上の際には予算等の措置をしていなかった状況でございますが、今後、マスク、消毒薬等購入できるような状況になれば、財政のほうと相談しまして予備費で対応させていただけたらと考えてございます。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） ほかに質疑はございませんか。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 15ページ、財政調整基金に実質収支の半分を積み立てるというわけですし、6,800万円ですか。それで、当該年度の財政調整基金は幾らになるわけですか。

それと、一番最後の30ページの借り入れに関しての臨時財政対策債を抜いたのが幾らくらいあるんですか。

○議長（石橋 伸一君） 伊藤総務課長。

○総務課長（伊藤 道雄君） ただ今の寶田議員のご質問にお答えいたします。

2点ございます。財政調整基金の関係でございますが、最終的に今回6,873万4,000円ということで、実質収支の半分を積み立てさせていただきまして、最終的な財調の残高は約12億2,600万円でございます。

あと、2点目の臨時財政対策債のご質問、済みません、ちょっと内容、聞き取れなくて、もう一度よろしく申し上げます。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） これは一番最後の30ページ、地方債でしょうが、これに、私ちょっとあれですが、臨時財政対策債、これは後からだけでも、それを引いた町の今の起債は幾らくらいあるんですか。

○議長（石橋 伸一君） 伊藤総務課長。

○総務課長（伊藤 道雄君） ただ今のご質問にお答えいたします。

先ほど申し上げました臨時財政対策債を差し引いた額ということでございますが、ちょっとこれについては確認して、またお答えしたいと思います。（「はい、いいです」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） ほかに質疑はございませんか。

8番 高橋議員。

○8番（高橋 正剛君） 28ページの学校給食費で、マイナス286万円。神崎町にしては、我が町にしては大分、大きなこれはマイナス補正になっています。賃金が190万円と一番のウェートを占めているんですが、まずこの要因を教えてくださいということと、今先ほどもありましたが、新型コロナウイルスの発生によって、神崎町の学校3校も休校になっております。それに伴って当然、給食も中止になっていると思うんですが、今、テレビ等報道で話題といいますか、報道されているように、牛乳が余ってしまう、生乳が余ってしまう、食材も余ってしまうという問題で、我が町の対応としては、その食材を納めているところに対して何か対応は考えているんでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 平野教育課長。

○教育課長（平野 悟君） 高橋議員のご質問にお答えいたします。

まず最初に、予算書の28ページのほうの学校給食費の減額の内訳ですけれども、臨時職員の賃金につきましては、今年度当初、人事異動がございまして、それ伴いまして正規の職員が1名減りましたので、臨時職員の募集のほうを行っていたんですけれども、募集がなかったものですから、そういう分の人件費のほうを今回、減額させていただきました。

それともう一点につきましては、食材の関係なんですけれども、政府の要請により、3月2日から春休みの前まで、3月25日まで、町内の小中学校については一斉休業させていただいております。

給食につきましては、非常に期間が短かったものですから、止めるものができたものはちょっと購入のほうは控えさせていただいて、購入のほうが出来てしまったものについては、中学校のほうは3月10日に臨時登校がなりますので、そちらのほうでうまく加工しながら使用していきたいかなと思っています。

また、全体的な食材については、このような状況を鑑みていただいて、購入の中止をしているような状況で、特別、町として対策を行っているような状況ではないということをご理解していただきたいなと思います。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） ほかに質疑はございませんか。

伊藤総務課長。

○総務課長（伊藤 道雄君） 先ほどの寶田議員のご質問でありました現在、借り入れている残高で臨時財政対策債を差し引いた額の残りということでございますが、約4億4,100万円でございます。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 確認ですが、財調が12億6,000万円で、借り入れが4億4,000万円……、これは私、これ、最後の30ページを見るのがあれだったんですが、最後の右の一番下、これ20億で、臨時財政対策債が16億だから、これを引いたのが起債かなと思っていましたが。確認で、いいです、これ。わかりました。

○議長（石橋 伸一君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、日程第10 議案第8号 令和元年度神崎町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（石橋 伸一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第11 議案第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石橋 伸一君） 日程第11 議案第9号 令和元年度神崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（石橋 伸一君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第9号 令和元年度神崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,100万円を減額し、歳入

歳出予算の総額を7億2,614万円とするものであります。

今回の補正は、県の負担金交付決定及び歳入歳出の予算額を実績見込み額に合わせて補正するものであります。

歳入の主な内容は、1款、国保税が一般分と退職分を合わせて1,431万9,000円減額、5款、県支出金の保険給付費等交付金を7,466万5,000円減額、8款、繰越金を3,798万4,000円増額します。

歳出の主な内容は、2款、保険給付費を3,350万円減額、3款、保健事業費納付金を1,758万4,000円減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石橋 伸一君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、日程第11 議案第9号 令和元年度神崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（石橋 伸一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第12 議案第10号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石橋 伸一君） 日程第12 議案第10号 令和元年度神崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（石橋 伸一君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第10号 令和元年度神崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

本予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億860万円とするものであります。

今回の補正は、令和元年度の保険給付費等の増加に伴い、歳入歳出の予算額を実績



見込み額に合わせて補正するものであります。

まず、歳入予算補正の内容を申し上げます。1款、保険料が154万円の減額、2款、支払基金交付金が656万2,000円の増額、3款、国庫支出金が620万1,000円の増額、4款、県支出金が282万8,000円の増額、6款、一般会計繰入金が894万9,000円の増額となっております。

次に、歳出予算補正の内容を申し上げます。1款、総務費の一般管理費が21万4,000円の減額、2款、保険給付費が2,280万円の増額。主な内容は、居宅介護サービス給付費を3,000万円増額、地域密着型介護サービス給付費を500万円減額などであります。また、3款、地域支援事業費が41万4,000円の増額となります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石橋 伸一君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、日程第12 議案第10号 令和元年度神崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（石橋 伸一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第13 議案第11号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石橋 伸一君） 日程第13 議案第11号 令和元年度神崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（石橋 伸一君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第11号 令和元年度神崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

本予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ324万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,374万円とするものです。

今回の補正は、保険料の決定により、歳入歳出の予算額を実績見込み額に合わせて補正するものであります。

歳入の内容は、1 款の後期高齢者医療保険料を324万円増額。内訳は、特別徴収保険料を824万円増額し、普通徴収保険料を500万円減額いたします。

歳出の内容は、2 款の後期高齢者医療広域連合納付金を324万円増額するものでございます。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石橋 伸一君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、日程第13 議案第11号 令和元年度神崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（石橋 伸一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第14 議案第12号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石橋 伸一君） 日程第14 議案第12号 令和元年度神崎町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（石橋 伸一君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第12号 令和元年度神崎町水道事業会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

建設改良費の補正につきまして、予定していました道の駅周辺配水管布設工場を今年度は取りやめ、次年度以降に実施するため、工事材料費等の建設改良費を656万8,000円減額し、併せて営業外費用の補正につきまして、建設改良費減額に伴い、申告する消費税額が増額するため、消費税額を59万7,000円増額するものであります。

また、企業債償還金につきまして、繰上償還により費用削減が可能である借り入れ

分につきまして、繰上償還を実施したいため、企業債償還金を239万4,000円増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石橋 伸一君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、日程第14 議案第12号 令和元年度神崎町水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（石橋 伸一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第15 議案第13号～日程第19 議案第17号の一括上程、説明

○議長（石橋 伸一君） 日程第15 議案第13号 令和2年度神崎町一般会計予算、日程第16 議案第14号 令和2年度神崎町国民健康保険事業特別会計予算、日程第17 議案第15号 令和2年度神崎町介護保険事業特別会計予算、日程第18 議案第16号 令和2年度神崎町後期高齢者医療特別会計予算、日程第19 議案第17号 令和2年度神崎町水道事業会計予算を一括議題とします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（石橋 伸一君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第13号から議案第17号までの令和2年度当初予算案につきまして、提案理由を申し上げます。

令和2年度の見通しにつきましては、相次ぐ自然災害などの影響や世界経済の情勢、更には消費税増税などの影響など、町財政を取り巻く日本経済の先行きは楽観視できるものではございません。

こういった中、新年度予算の基本方針につきましては、神崎町第4次総合計画後期基本計画における後期5カ年計画の最終年度として、計画の達成に向けて着実な推進を図ること、ただし計画の継続性が重要であることから、確保できる財源に応じた予

算規模とすること、予算配分の硬直化を防ぐ観点から、前年同様、ゼロベース積み上げ方式により真に必要な経費を精査すること、これらを基本的な考えとしまして、当初予算を編成したところでございます。

令和2年度一般会計の予算総額は27億3,800万円で、前年度に対し1億800万円、4.1%の増となりました。この増額については、役場庁舎及び神崎ふれあいプラザ、この2つの施設への非常用電源整備事業が主な要因でございます。なお、事業予算の財源対策につきましては、財政調整基金からの繰り入れを計上するほか、必要に応じて財源措置のある地方債の発行を行い、予算執行段階においても歳出削減と歳入確保に努めて参ります。

それでは、歳入の主なものについて申し上げます。

町税は、6億9,856万1,000円で、前年度に対し1.9%の増となりました。町民税や固定資産税を初め全ての税目で増収を見込んでおります。なお、歳入総額に占める町税の割合は、25.5%となっております。

地方消費税交付金は、税率引き上げによる増額を見込み、1億3,000万円となります。

地方交付税は、新たに地域社会再生事業費が交付されることを見込み、9億2,400万円と見込みました。

国庫支出金は、1億6,823万9,000円で、前年度に対し23%の減となりました。これは、現年度に実施した耐震改修事業が完了したためです。

県支出金は、1億7,004万4,000円で、前年度に対し6.3%の増となりました。障害福祉給付に関する負担金などの増額が主な要因であります。

繰入金の財政調整基金については、法面改修事業など投資的経費のため、2億2,876万1,000円を計上いたしました。

町債の発行は、役場庁舎及びふれあいプラザの非常用電源整備事業分を発行し、1億5,650万円となりました。

続きまして、歳出の主なものについて申し上げます。

議会費には、4,857万4,000円を計上しております。

総務費には、6億260万7,000円を計上しました。庁舎及びふれあいプラザの非常用電源整備事業として、非常用発電設備設置工事のほか、庁舎屋上の防水改修工事を実施いたします。

民生費には、7億8,399万3,000円を計上しました。児童福祉関係では、子育て支援費給付金を継続していくほか、保育料の無償化に伴う幼稚園入所者への給付事業や、

児童公園の遊具の新設、保育所の施設修繕などにも予算配分をしております。そのほか障害福祉サービス及び自立支援医療給付費、また、社会福祉協議会補助金を増額いたしました。

衛生費には、2億5,676万3,000円を計上しました。子ども医療費助成につきましては、町独自の支援として、対象を高校生まで拡大していますが、新年度も継続して参ります。また、風疹予防接種の追加対策費用を計上しております。

農林水産費には、1億4,258万7,000円を計上しました。森林関係では、倒木による町道や送電線への被害防止のための整備事業を新規計上いたしました。農業関係では、親元就農支援事業、加工用米助成金などについて引き続き予算措置をしております。

商工費には、2,234万円を計上いたしました。酒蔵まつりなどの観光イベントのほか、中小企業融資及び利子補給に関する経費を新規計上いたしました。

土木費には、2億1,676万4,000円を計上いたしました。道路の新設改良事業としては、3路線、成田神崎線の用地購入、移転補償、神宿松崎線の用地購入設計業務、毛成堀籠線の用地購入となります。いずれも必要な路線として位置づけをしており、国庫補助金の活用を見込んでいるところであります。また、3カ年計画として調査設計を行ってきました並木地先の法面修繕工事を実施いたします。

消防費には、1億4,815万4,000円を計上いたしました。昨年の台風により被害を受けた消防庫の修繕工事を実施するほか、新規事業として、災害時のエリアメールに対応したシステムの改修、地域防災計画の改定を実施いたします。

教育費には、2億6,746万4,000円を計上いたしました。新規事業として、発酵マラソン大会の経費を計上いたしました。また、テニスコート等の体育施設及び学校給食センターの設備更新など、施設の老朽化対策にも引き続き予算措置しております。なお、学校給食費の助成金につきましては、新年度も継続して参ります。

公債費は、地方債の元利償還金2億3,372万8,000円を計上いたしました。前年度に対し1.2%の増となっております。なお、給与費関連の予算につきましては、全体で4.5%の増となりました。主な要因は、新規職員の採用による職員の増によるものでございます。

次に、特別会計及び公営企業会計につきまして、概要を申し上げます。

国民健康保険事業特別会計は、予算総額が7億3,700万円で、前年度に対し5.1%の減となりました。これは、都道府県が財政運営の責任主体となる国保の広域化の開始から2年が経過し、その実績を踏まえ、療養給付費などの減を見込んだことによるものです。また、法定外繰入は前年度と同様、計上しておりません。

介護保険事業特別会計は、予算総額が5億7,200万円で、前年度に対し0.5%の減となりました。介護サービスの利用者の近年の実績を踏まえ、予算計上いたしました。また、地域支援事業では、地域包括支援センターが介護予防及び高齢者への総合的な支援を行います。

後期高齢者医療特別会計は、予算総額が8,930万円で、前年度に対し10.9%の増となりました。高齢化の進展に伴い被保険者が増加し、保険料が増額することにより、広域連合への納付金が増額となります。

水道事業会計は、経営的収支である収益的収入が2億1,385万円、収益的支出が1億9,045万円です。また、投資的収支である資本的収入が3,000円、資本的支出は1億533万2,000円です。なお、資本的収支における不足額は、損益勘定留保資金などで補填をいたします。

以上、要点のみを申し上げましたが、詳細につきましては質疑の際に担当課長からご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（石橋 伸一君） 議案第13号から議案第17号の審議はこれまでに留め、明日5日に総務文教常任委員会、6日にまちづくり厚生常任委員会でそれぞれ審査を行い、12日の会議で質疑、討論、採決を行います。
- 

## ◎散会の宣告

- 議長（石橋 伸一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りいたします。本日の会議はこれまでに留め、散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

- 議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。本日はこれにて散会といたします。

なお、次回は、12日午後1時から会議を再開します。長時間ご苦勞さまでした。

（午前11時57分）